## 財形貯蓄「ご契約の証」の取扱変更のお知らせ

令和5年2月1日付で、当組合の財形「ご契約の証」(証書)のお取り扱いを以下のとおり変更させていただきます。

ご契約者の払戻・解約や紛失した場合の再発行申込の手続きの簡素化と当組合の事務の見直しを目的とするものです。

これにより、同日以降、当組合の財形にかかわる諸手続きの際には「ご契約の証」 をご提出いただく必要はございません。

\*財形「ご契約の証」は、新規ご加入時に発行、送付したご契約者を確認するための書類です。

- 1. ご契約者のお手元にございます「ご契約の証」を無効とさせていただきます。 令和5年2月1日以降、保管の必要はございません。お手数ではございますが ご契約者ご自身で廃棄してください。
- 2. 財形に係るすべてのお手続きについて、令和5年2月1日以降「ご契約の証」 のご提出を不要といたします。

払戻手続にはご本人確認書類のご提示をお願いすることがございます。

3. 新規ご契約時「ご契約の証」は発行いたしません。 令和5年5月以降の新規ご契約には「ご契約の証」の発行に代えて 「ご契約のお礼」(通知)を送付いたします。

「財形残高通知書」は従来通り4月と10月に送付させていただきます。 ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

> <お問合せ先> 事務管理課 財形担当 TEL078-984-0502